

其目的、非スト、雖ハ刊行ノ文書、固シハ公然ノ演説ヲ以テ、  
其目的、非スト、雖ハ刊行ノ文書、固シハ公然ノ演説ヲ以テ、  
其目的、非スト、雖ハ刊行ノ文書、固シハ公然ノ演説ヲ以テ、

其目的、非スト、雖ハ刊行ノ文書、固シハ公然ノ演説ヲ以テ、  
其目的、非スト、雖ハ刊行ノ文書、固シハ公然ノ演説ヲ以テ、  
其目的、非スト、雖ハ刊行ノ文書、固シハ公然ノ演説ヲ以テ、

### 時事新報

石川縣會ノ紛議ヲ論ス

本邦、於テ府縣會ノ創設アリシハ、實ニ明治十一年ニシテ、  
爾來既ニ四箇年ノ星霜ヲ經過シタリ、其際三十有餘ノ府縣、  
會中ニハ、議事ノ抄取ヲアルアリ、紛議ノ紛擾スルアリ、  
折合惡キアリ、政府ニ訴テ審理ノ請フアリ、殆ト故舉、  
ス可シヤル種々様々ノ顯象ヲ表示スト、雖モ其最モ紛擾ナ、  
極メタル者ハ、石川縣會ナルガ如シ、既ニ讀者諸君モ知ラ、  
、如ク石川縣會ハ、本年五月ニ於テ現職ノ縣令ヲ解任スル、  
ノ建議ヲ議シ、其論議府縣會規則第二十九條ヲ犯セタリト、  
ヲ遂ニ解散ヲ命ゼラレ、爾後更ニ議員ヲ撰舉シ、今回再ビ、  
開會セシガ既ニ去ル十六八兩日、本紙上ニ記載セラル、  
ガ如ク、該縣會議員稻垣示氏ハ、去ル八日、縣會ノ議場ニ於テ、  
縣令ノ職務ニ對シ、侮辱シタル科ヲ以テ、拘引セラレタルコ、  
ヲ忽ク議場ノ一大問題トナリ、紛議自出、頗ル沸騰シ極メタ、  
リト、雖モ遂ニ會論ハ、縣令ノ所置ヲ至當トスルト之ヲ不當、  
トスルノ二枝ニ分レ、至當論者ハ、不當論者ノ十七人ニ對ス、  
ル十九人ノ多數ヲ以テ、勝ヲ制シ、漸クニシテ一旦ハ、平穩ニ、  
議シタリト、聞ク

事、縣令ハ、固シキ起、議員ヲ拘引セシムルハ、何レトノ議、  
ヲ固執スルガ如シ、蓋シ今此二説ニ就キ、其可否ヲ論定スル、  
ハ、二種ノ法アルベシト、我輩ハ、思惟スルナリ、其第一法ハ、  
今ノ政治ノ有様ヲ論定シ、根據ト爲ス者ニシテ、其第二法ハ、  
今ノ政治ノ傾向ヲ論定シ、基本ト爲ス者ナリ、  
今ノ政治ノ有様トハ、本邦現行ノ政治即チ專制政治ヲ謂フ、  
ナリ、我府縣會ハ、本邦立憲政治國ノ制度ニ模倣シタル者ナ、  
リト、雖モ其最上ノ權柄ハ、我政府ノ專掌ニ在リ、然レモ、  
以テ、政府ハ、獨府縣會規則ヲ增補改正スルノ權ヲ有スルノ、  
、ナリ、我府縣會ハ、自由ニ興廢スルノ得可キハ、既ニ世人ノ知、  
悉ムル所ナリ、故ニ其規則中ニ、府縣會議員ハ、斯ノ如キ特權、  
ノ有スルコトヲ明文ニ、習慣ノナキ以上ハ、無倫之ヲ有スル、  
者、非ザルベシ、是以テ、之ヲ據リテ、論定スルモ、ハ、今回、  
石川縣令ノ所置ハ、故ニ不當ナルコト、非ザル可ケレハ、至當論、  
ハ、可シキ、不當論ハ、否ナリト、謂ハザル可ク、又今ノ政治、  
ノ傾向トハ、我政府ハ、漸新以來、銳意以テ改進黨主義ヲ執リ、  
既ニ國會開設ノ大詔モ降リタルコトナレバ、現行ノ政治ハ、專、  
制政治ナルニモ、拘フズ、漸次立憲政治ノ域ニ近ツクノ勢アリ、  
ルヲ謂フナリ、我府縣會ハ、其最上ノ權柄ハ、素ヨリ政府ノ掌、  
握スル所ナレバ、其設立ノ本意ハ、民權ヲ擴張セシムルコト、在、  
ルヲ以テ、社會ノ秩序安寧ヲ破壞セザルノ限リハ、可成丈ケ、  
民權ノ擴張ヲ計ルハ、蓋シ政府ノ本旨ナラン、是即チ我輩人、  
民ガ政府ノ外ヨリ、傍觀シテ、今ノ政治ノ傾向トスル所ナリ、  
且夫レ國會議員ガ、輕少ナル罪ヲ犯セバ、トテ之ヲ開會中ニ、  
拘引スルハ、之ニ代議ヲ委屬シタル數多ノ人民ハ、爲メコ、  
貴重ナル職權ノ權ヲ褫奪セラル、ニ至ルナリ、以テ、歐米ノ立、  
憲政治國ニテハ、重大ナル罪ヲ犯スニ非レバ、開會中ニ議員、  
ヲ拘引スルコトナキコト、非ズヤ、是レ一人ノ罪ヨリモ、公衆ノ權、  
ヲ重スルモノ、一荷モ民權ヲ擴張セシメントスル者ノ最、  
モ深ク注意セザル可シヤル者ナリ、是ヲ以テ之ヲ據リテ、之、  
論定スルモ、ハ、今回石川縣令ノ所置ハ、敢テ策ノ得タルモノ、  
ニ非ルベケレバ、不當論ハ、可シキ、至當論ハ、否ナリト、謂ハ、  
ザル可ク、

事、縣令ハ、固シキ起、議員ヲ拘引セシムルハ、何レトノ議、  
ヲ固執スルガ如シ、蓋シ今此二説ニ就キ、其可否ヲ論定スル、  
ハ、二種ノ法アルベシト、我輩ハ、思惟スルナリ、其第一法ハ、  
今ノ政治ノ有様ヲ論定シ、根據ト爲ス者ニシテ、其第二法ハ、  
今ノ政治ノ傾向ヲ論定シ、基本ト爲ス者ナリ、  
今ノ政治ノ有様トハ、本邦現行ノ政治即チ專制政治ヲ謂フ、  
ナリ、我府縣會ハ、本邦立憲政治國ノ制度ニ模倣シタル者ナ、  
リト、雖モ其最上ノ權柄ハ、我政府ノ專掌ニ在リ、然レモ、  
以テ、政府ハ、獨府縣會規則ヲ增補改正スルノ權ヲ有スルノ、  
、ナリ、我府縣會ハ、自由ニ興廢スルノ得可キハ、既ニ世人ノ知、  
悉ムル所ナリ、故ニ其規則中ニ、府縣會議員ハ、斯ノ如キ特權、  
ノ有スルコトヲ明文ニ、習慣ノナキ以上ハ、無倫之ヲ有スル、  
者、非ザルベシ、是以テ、之ヲ據リテ、論定スルモ、ハ、今回、  
石川縣令ノ所置ハ、故ニ不當ナルコト、非ザル可ケレハ、至當論、  
ハ、可シキ、不當論ハ、否ナリト、謂ハザル可ク、又今ノ政治、  
ノ傾向トハ、我政府ハ、漸新以來、銳意以テ改進黨主義ヲ執リ、  
既ニ國會開設ノ大詔モ降リタルコトナレバ、現行ノ政治ハ、專、  
制政治ナルニモ、拘フズ、漸次立憲政治ノ域ニ近ツクノ勢アリ、  
ルヲ謂フナリ、我府縣會ハ、其最上ノ權柄ハ、素ヨリ政府ノ掌、  
握スル所ナレバ、其設立ノ本意ハ、民權ヲ擴張セシムルコト、在、  
ルヲ以テ、社會ノ秩序安寧ヲ破壞セザルノ限リハ、可成丈ケ、  
民權ノ擴張ヲ計ルハ、蓋シ政府ノ本旨ナラン、是即チ我輩人、  
民ガ政府ノ外ヨリ、傍觀シテ、今ノ政治ノ傾向トスル所ナリ、  
且夫レ國會議員ガ、輕少ナル罪ヲ犯セバ、トテ之ヲ開會中ニ、  
拘引スルハ、之ニ代議ヲ委屬シタル數多ノ人民ハ、爲メコ、  
貴重ナル職權ノ權ヲ褫奪セラル、ニ至ルナリ、以テ、歐米ノ立、  
憲政治國ニテハ、重大ナル罪ヲ犯スニ非レバ、開會中ニ議員、  
ヲ拘引スルコトナキコト、非ズヤ、是レ一人ノ罪ヨリモ、公衆ノ權、  
ヲ重スルモノ、一荷モ民權ヲ擴張セシメントスル者ノ最、  
モ深ク注意セザル可シヤル者ナリ、是ヲ以テ之ヲ據リテ、之、  
論定スルモ、ハ、今回石川縣令ノ所置ハ、敢テ策ノ得タルモノ、  
ニ非ルベケレバ、不當論ハ、可シキ、至當論ハ、否ナリト、謂ハ、  
ザル可ク、

### 時評

石川縣會ノ紛議ヲ論ス

事、縣令ハ、固シキ起、議員ヲ拘引セシムルハ、何レトノ議、  
ヲ固執スルガ如シ、蓋シ今此二説ニ就キ、其可否ヲ論定スル、  
ハ、二種ノ法アルベシト、我輩ハ、思惟スルナリ、其第一法ハ、  
今ノ政治ノ有様ヲ論定シ、根據ト爲ス者ニシテ、其第二法ハ、  
今ノ政治ノ傾向ヲ論定シ、基本ト爲ス者ナリ、  
今ノ政治ノ有様トハ、本邦現行ノ政治即チ專制政治ヲ謂フ、  
ナリ、我府縣會ハ、本邦立憲政治國ノ制度ニ模倣シタル者ナ、  
リト、雖モ其最上ノ權柄ハ、我政府ノ專掌ニ在リ、然レモ、  
以テ、政府ハ、獨府縣會規則ヲ增補改正スルノ權ヲ有スルノ、  
、ナリ、我府縣會ハ、自由ニ興廢スルノ得可キハ、既ニ世人ノ知、  
悉ムル所ナリ、故ニ其規則中ニ、府縣會議員ハ、斯ノ如キ特權、  
ノ有スルコトヲ明文ニ、習慣ノナキ以上ハ、無倫之ヲ有スル、  
者、非ザルベシ、是以テ、之ヲ據リテ、論定スルモ、ハ、今回、  
石川縣令ノ所置ハ、故ニ不當ナルコト、非ザル可ケレハ、至當論、  
ハ、可シキ、不當論ハ、否ナリト、謂ハザル可ク、又今ノ政治、  
ノ傾向トハ、我政府ハ、漸新以來、銳意以テ改進黨主義ヲ執リ、  
既ニ國會開設ノ大詔モ降リタルコトナレバ、現行ノ政治ハ、專、  
制政治ナルニモ、拘フズ、漸次立憲政治ノ域ニ近ツクノ勢アリ、  
ルヲ謂フナリ、我府縣會ハ、其最上ノ權柄ハ、素ヨリ政府ノ掌、  
握スル所ナレバ、其設立ノ本意ハ、民權ヲ擴張セシムルコト、在、  
ルヲ以テ、社會ノ秩序安寧ヲ破壞セザルノ限リハ、可成丈ケ、  
民權ノ擴張ヲ計ルハ、蓋シ政府ノ本旨ナラン、是即チ我輩人、  
民ガ政府ノ外ヨリ、傍觀シテ、今ノ政治ノ傾向トスル所ナリ、  
且夫レ國會議員ガ、輕少ナル罪ヲ犯セバ、トテ之ヲ開會中ニ、  
拘引スルハ、之ニ代議ヲ委屬シタル數多ノ人民ハ、爲メコ、  
貴重ナル職權ノ權ヲ褫奪セラル、ニ至ルナリ、以テ、歐米ノ立、  
憲政治國ニテハ、重大ナル罪ヲ犯スニ非レバ、開會中ニ議員、  
ヲ拘引スルコトナキコト、非ズヤ、是レ一人ノ罪ヨリモ、公衆ノ權、  
ヲ重スルモノ、一荷モ民權ヲ擴張セシメントスル者ノ最、  
モ深ク注意セザル可シヤル者ナリ、是ヲ以テ之ヲ據リテ、之、  
論定スルモ、ハ、今回石川縣令ノ所置ハ、敢テ策ノ得タルモノ、  
ニ非ルベケレバ、不當論ハ、可シキ、至當論ハ、否ナリト、謂ハ、  
ザル可ク、

事、縣令ハ、固シキ起、議員ヲ拘引セシムルハ、何レトノ議、  
ヲ固執スルガ如シ、蓋シ今此二説ニ就キ、其可否ヲ論定スル、  
ハ、二種ノ法アルベシト、我輩ハ、思惟スルナリ、其第一法ハ、  
今ノ政治ノ有様ヲ論定シ、根據ト爲ス者ニシテ、其第二法ハ、  
今ノ政治ノ傾向ヲ論定シ、基本ト爲ス者ナリ、  
今ノ政治ノ有様トハ、本邦現行ノ政治即チ專制政治ヲ謂フ、  
ナリ、我府縣會ハ、本邦立憲政治國ノ制度ニ模倣シタル者ナ、  
リト、雖モ其最上ノ權柄ハ、我政府ノ專掌ニ在リ、然レモ、  
以テ、政府ハ、獨府縣會規則ヲ增補改正スルノ權ヲ有スルノ、  
、ナリ、我府縣會ハ、自由ニ興廢スルノ得可キハ、既ニ世人ノ知、  
悉ムル所ナリ、故ニ其規則中ニ、府縣會議員ハ、斯ノ如キ特權、  
ノ有スルコトヲ明文ニ、習慣ノナキ以上ハ、無倫之ヲ有スル、  
者、非ザルベシ、是以テ、之ヲ據リテ、論定スルモ、ハ、今回、  
石川縣令ノ所置ハ、故ニ不當ナルコト、非ザル可ケレハ、至當論、  
ハ、可シキ、不當論ハ、否ナリト、謂ハザル可ク、又今ノ政治、  
ノ傾向トハ、我政府ハ、漸新以來、銳意以テ改進黨主義ヲ執リ、  
既ニ國會開設ノ大詔モ降リタルコトナレバ、現行ノ政治ハ、專、  
制政治ナルニモ、拘フズ、漸次立憲政治ノ域ニ近ツクノ勢アリ、  
ルヲ謂フナリ、我府縣會ハ、其最上ノ權柄ハ、素ヨリ政府ノ掌、  
握スル所ナレバ、其設立ノ本意ハ、民權ヲ擴張セシムルコト、在、  
ルヲ以テ、社會ノ秩序安寧ヲ破壞セザルノ限リハ、可成丈ケ、  
民權ノ擴張ヲ計ルハ、蓋シ政府ノ本旨ナラン、是即チ我輩人、  
民ガ政府ノ外ヨリ、傍觀シテ、今ノ政治ノ傾向トスル所ナリ、  
且夫レ國會議員ガ、輕少ナル罪ヲ犯セバ、トテ之ヲ開會中ニ、  
拘引スルハ、之ニ代議ヲ委屬シタル數多ノ人民ハ、爲メコ、  
貴重ナル職權ノ權ヲ褫奪セラル、ニ至ルナリ、以テ、歐米ノ立、  
憲政治國ニテハ、重大ナル罪ヲ犯スニ非レバ、開會中ニ議員、  
ヲ拘引スルコトナキコト、非ズヤ、是レ一人ノ罪ヨリモ、公衆ノ權、  
ヲ重スルモノ、一荷モ民權ヲ擴張セシメントスル者ノ最、  
モ深ク注意セザル可シヤル者ナリ、是ヲ以テ之ヲ據リテ、之、  
論定スルモ、ハ、今回石川縣令ノ所置ハ、敢テ策ノ得タルモノ、  
ニ非ルベケレバ、不當論ハ、可シキ、至當論ハ、否ナリト、謂ハ、  
ザル可ク、

事、縣令ハ、固シキ起、議員ヲ拘引セシムルハ、何レトノ議、  
ヲ固執スルガ如シ、蓋シ今此二説ニ就キ、其可否ヲ論定スル、  
ハ、二種ノ法アルベシト、我輩ハ、思惟スルナリ、其第一法ハ、  
今ノ政治ノ有様ヲ論定シ、根據ト爲ス者ニシテ、其第二法ハ、  
今ノ政治ノ傾向ヲ論定シ、基本ト爲ス者ナリ、  
今ノ政治ノ有様トハ、本邦現行ノ政治即チ專制政治ヲ謂フ、  
ナリ、我府縣會ハ、本邦立憲政治國ノ制度ニ模倣シタル者ナ、  
リト、雖モ其最上ノ權柄ハ、我政府ノ專掌ニ在リ、然レモ、  
以テ、政府ハ、獨府縣會規則ヲ增補改正スルノ權ヲ有スルノ、  
、ナリ、我府縣會ハ、自由ニ興廢スルノ得可キハ、既ニ世人ノ知、  
悉ムル所ナリ、故ニ其規則中ニ、府縣會議員ハ、斯ノ如キ特權、  
ノ有スルコトヲ明文ニ、習慣ノナキ以上ハ、無倫之ヲ有スル、  
者、非ザルベシ、是以テ、之ヲ據リテ、論定スルモ、ハ、今回、  
石川縣令ノ所置ハ、故ニ不當ナルコト、非ザル可ケレハ、至當論、  
ハ、可シキ、不當論ハ、否ナリト、謂ハザル可ク、又今ノ政治、  
ノ傾向トハ、我政府ハ、漸新以來、銳意以テ改進黨主義ヲ執リ、  
既ニ國會開設ノ大詔モ降リタルコトナレバ、現行ノ政治ハ、專、  
制政治ナルニモ、拘フズ、漸次立憲政治ノ域ニ近ツクノ勢アリ、  
ルヲ謂フナリ、我府縣會ハ、其最上ノ權柄ハ、素ヨリ政府ノ掌、  
握スル所ナレバ、其設立ノ本意ハ、民權ヲ擴張セシムルコト、在、  
ルヲ以テ、社會ノ秩序安寧ヲ破壞セザルノ限リハ、可成丈ケ、  
民權ノ擴張ヲ計ルハ、蓋シ政府ノ本旨ナラン、是即チ我輩人、  
民ガ政府ノ外ヨリ、傍觀シテ、今ノ政治ノ傾向トスル所ナリ、  
且夫レ國會議員ガ、輕少ナル罪ヲ犯セバ、トテ之ヲ開會中ニ、  
拘引スルハ、之ニ代議ヲ委屬シタル數多ノ人民ハ、爲メコ、  
貴重ナル職權ノ權ヲ褫奪セラル、ニ至ルナリ、以テ、歐米ノ立、  
憲政治國ニテハ、重大ナル罪ヲ犯スニ非レバ、開會中ニ議員、  
ヲ拘引スルコトナキコト、非ズヤ、是レ一人ノ罪ヨリモ、公衆ノ權、  
ヲ重スルモノ、一荷モ民權ヲ擴張セシメントスル者ノ最、  
モ深ク注意セザル可シヤル者ナリ、是ヲ以テ之ヲ據リテ、之、  
論定スルモ、ハ、今回石川縣令ノ所置ハ、敢テ策ノ得タルモノ、  
ニ非ルベケレバ、不當論ハ、可シキ、至當論ハ、否ナリト、謂ハ、  
ザル可ク、

### 時評

石川縣會ノ紛議ヲ論ス

事、縣令ハ、固シキ起、議員ヲ拘引セシムルハ、何レトノ議、  
ヲ固執スルガ如シ、蓋シ今此二説ニ就キ、其可否ヲ論定スル、  
ハ、二種ノ法アルベシト、我輩ハ、思惟スルナリ、其第一法ハ、  
今ノ政治ノ有様ヲ論定シ、根據ト爲ス者ニシテ、其第二法ハ、  
今ノ政治ノ傾向ヲ論定シ、基本ト爲ス者ナリ、  
今ノ政治ノ有様トハ、本邦現行ノ政治即チ專制政治ヲ謂フ、  
ナリ、我府縣會ハ、本邦立憲政治國ノ制度ニ模倣シタル者ナ、  
リト、雖モ其最上ノ權柄ハ、我政府ノ專掌ニ在リ、然レモ、  
以テ、政府ハ、獨府縣會規則ヲ增補改正スルノ權ヲ有スルノ、  
、ナリ、我府縣會ハ、自由ニ興廢スルノ得可キハ、既ニ世人ノ知、  
悉ムル所ナリ、故ニ其規則中ニ、府縣會議員ハ、斯ノ如キ特權、  
ノ有スルコトヲ明文ニ、習慣ノナキ以上ハ、無倫之ヲ有スル、  
者、非ザルベシ、是以テ、之ヲ據リテ、論定スルモ、ハ、今回、  
石川縣令ノ所置ハ、故ニ不當ナルコト、非ザル可ケレハ、至當論、  
ハ、可シキ、不當論ハ、否ナリト、謂ハザル可ク、又今ノ政治、  
ノ傾向トハ、我政府ハ、漸新以來、銳意以テ改進黨主義ヲ執リ、  
既ニ國會開設ノ大詔モ降リタルコトナレバ、現行ノ政治ハ、專、  
制政治ナルニモ、拘フズ、漸次立憲政治ノ域ニ近ツクノ勢アリ、  
ルヲ謂フナリ、我府縣會ハ、其最上ノ權柄ハ、素ヨリ政府ノ掌、  
握スル所ナレバ、其設立ノ本意ハ、民權ヲ擴張セシムルコト、在、  
ルヲ以テ、社會ノ秩序安寧ヲ破壞セザルノ限リハ、可成丈ケ、  
民權ノ擴張ヲ計ルハ、蓋シ政府ノ本旨ナラン、是即チ我輩人、  
民ガ政府ノ外ヨリ、傍觀シテ、今ノ政治ノ傾向トスル所ナリ、  
且夫レ國會議員ガ、輕少ナル罪ヲ犯セバ、トテ之ヲ開會中ニ、  
拘引スルハ、之ニ代議ヲ委屬シタル數多ノ人民ハ、爲メコ、  
貴重ナル職權ノ權ヲ褫奪セラル、ニ至ルナリ、以テ、歐米ノ立、  
憲政治國ニテハ、重大ナル罪ヲ犯スニ非レバ、開會中ニ議員、  
ヲ拘引スルコトナキコト、非ズヤ、是レ一人ノ罪ヨリモ、公衆ノ權、  
ヲ重スルモノ、一荷モ民權ヲ擴張セシメントスル者ノ最、  
モ深ク注意セザル可シヤル者ナリ、是ヲ以テ之ヲ據リテ、之、  
論定スルモ、ハ、今回石川縣令ノ所置ハ、敢テ策ノ得タルモノ、  
ニ非ルベケレバ、不當論ハ、可シキ、至當論ハ、否ナリト、謂ハ、  
ザル可ク、

豊公ガ日本ノ土地ヘ之ヲ他人ニ與フルモ兵權ヘ之ヲ

何人ニ移スト少シモ領土ナク則ヘ外國ニ往テ對

士ヲ新ニ置スルノ事何ゾ夫レ壯快ナルヤ苟モ男

子ヲシテ國ヲ守ルコト大丈夫ナルベキニ方今ノ官

職任ニ當リテハ其志ヲ方今不調和ノ起ルハ固

ク其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守

ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其

志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ル

コトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其

志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ル

コトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其

志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ル

コトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其

志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ル

コトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其

志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ル

コトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其

志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ル

コトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其

志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ル

コトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其

志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ル

コトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其

志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ル

コトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其

志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ル

コトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其

志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ル

コトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其

志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ルコトハ其志ヲ守ル

行する廿四日出發の事は...

○價本武備君 同君には...

○三好中將 東部檢閱使...

○黒川少將 中部總監軍...

○芳川府知事 芳川君に...

○花房公使大院君 去る...

○十日頃仁川發歸朝せら...

○光妙寺公信局長 去る...

○統計委員 小菅大藏省...

○姉小路公義君 同君に...

○塚原周造君 農商務省...

○先頃中大坂地方へ出張...

○希有なる盜難 一警署...

○日神戸港出發の際船中...

○一枚盜難に罹りし旨...

○青木軍醫正 教導團青木...

○溝口武五郎君 華族從四位...

○桑山敏君 大藏省權少書...

○任免 東京鐵道第三聯隊...

○禮昌君 韓人權昌君は...

○召募 教導團邊境軍中尉...

○賞典 假治權要領事務...

○昇等 東京重罪裁判所...

○御料の瀟車 神戶鐵道局...

○海軍兵學校生徒 此程...

○從死者恩命 過般積崎...

○開業醫集會 日本橋神田...

○和蘭萬國博覽會 來明治...

○鐵道局車會社工事 同社...

○和蘭萬國博覽會 來明治...

○鐵道局車會社工事 同社...

○和蘭萬國博覽會 來明治...

○鐵道局車會社工事 同社...

○和蘭萬國博覽會 來明治...

○鐵道局車會社工事 同社...

○和蘭萬國博覽會 來明治...

○鐵道局車會社工事 同社...

○和蘭萬國博覽會 來明治...

○鐵道局車會社工事 同社...

○和蘭萬國博覽會 來明治...

○鐵道局車會社工事 同社...

○和蘭萬國博覽會 來明治...

○鐵道局車會社工事 同社...

○和蘭萬國博覽會 來明治...

○鐵道局車會社工事 同社...

○和蘭萬國博覽會 來明治...

○鐵道局車會社工事 同社...

○和蘭萬國博覽會 來明治...

○鐵道局車會社工事 同社...

○和蘭萬國博覽會 來明治...